

肥後八代城主松井家と徒然草

——近世極初期の扇面と屏風絵——

川平敏文

一

近世における徒然草大流行の仕掛け人の一人は、間違いなく細川幽齋である。もっとも彼自身は、徒然草に関してまとまった考説を残していないのであるが、周囲の人々に対して、さかんにその面白さ、新しさを説くところがあった。そして、その徒然草趣味に追隨し、これを客観的に検証しようとする人たちの中から、近世の徒然草学は始まったのである。

この、時代を先取りした幽齋の徒然草趣味、その影響の第一波は、彼に最も近い人たちの間にその痕跡を窺うことができる。彼の第三子幸隆（妙庵）がその書写・校合に関わった、いわゆる「幸隆本」はつとに有名であるが（注1参照）、その他にも、

1 『徒然草扇面』（光寿院筆、熊本県立美術館寄託永青

のような資料が伝存している。

文庫蔵）

2 『徒然草』（細川忠興筆、熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵）

1は、菊花・流水・雲霞を配した扇面に、和歌一首（典拠不明）、および徒然草・第二六段の本文が抄写されたもの。筆者は幽齋室・麝香（光寿院）と伝える。抄写された第二六段は、幽齋が「古歌古事などをかすませて、二重も三重も上をかきたる」（「耳底記」）例として挙げていた章段であり、幽齋の影響を受けたものと見なしてよからう。

2は、幽齋長男・忠興（三齋）が徒然草を書写したものの。大本、列帖装二冊。忠興は正保元（一六四四）年十二月二日に没しているから（享年八十二歳）、それ以前の成立。延宝四（一六七六）年十月、法橋牛庵（随世）の加註奥書がある。齋藤彰によれば、幽齋本系統第Ⅱ類に分類さ

れ、上冊が烏丸本、下冊が正徹本に近似するとされる。

ところで、このような幽斎およびその一族の嗜好は、さらに及んでその家中へも影響を与えたごとくである。細川家筆頭家老・松井家に伝来するいくつかの徒然草関係資料を、以下に詳しく取り上げてみたい。

近世松井家の初代康之は、戦国の末期、織田信長の臣下となつた細川藤孝（幽斎）について武功を挙げ、その養女を娶つて細川家筆頭の家臣となる。その後、細川家が江戸開幕を挟んで丹後、豊前、豊後、肥後と次々に封国を替へながら大大名へと発展していくにつれて、松井家の地位もますます確固としたものとなつていく。特に正保二年以後は、肥後の南方に君臨する島津氏の抑えとして重要な地理的位置にある八代城の守衛を任され、その城下を中心に、三万石もの知行を領した。

さらに松井氏は、信長・秀吉時代に受けた山城国内の領地一七〇石ほどを、徳川家康により引き続き安堵されると共に、自家の代替わり、將軍の代替わりなどには参府をして將軍に御目見えするという、大名に準ずる待遇を受けていた。そのような点でも、松井家は細川家の家臣という位置にはありながら、徳川將軍家からも特別に目を懸けられるという、特異な存在なのであった。

松井家に伝来する武器・典籍・文書・調度品などは、現在松井文庫として、八代市立博物館未来の森ミュージアムに寄託されている。そのうち、徒然草関係資料と言へるものとしては次の四点を数えることができる。

3 『徒然草』（細川幸隆筆）

4 『徒然草』（筆者不明）

5 『徒然草扇面』（伝徳川家康筆）

6 『徒然草図押絵貼屏風』（筆者不明）

まず3は、前述したいわゆる幸隆本系の徒然草写本で、先行研究に「松井明之氏蔵本」などと記されるものである。列帖装二冊、縦二四・二糎×横一七・二糎、鶯色地緞子表紙。奥書に「以愚本令書写朱墨校合了 慶長八曆九月日 妙庵 玄又「印」とある。妙庵は細川幸隆の号。慶長八（一六〇三）年十一月、三十七歳で没するので、その最晩年の頃の写本ということになる。

4は、筆者不明の徒然草写本。列帖装二冊、縦一六・七×横一八・二糎、薄茶色地緞子表紙。奥書なし。様態からみて、江戸前期から中期頃にかけて作られた写本であろうかと推測される。本文系統は、試みに上冊一〇丁、下冊一〇丁程度をサンプル調査してみたところ、烏丸本系統の、万治二（一六五九）年刊本を始めとする近世流布版本類とほぼ一致していることが確かめられた。烏丸本との異同は、

第一段、烏丸本が「愛敬あいけいありてこと葉おほからぬこそ」とするところに「愛行」という漢字を宛てること、第一三七段中程、烏丸本が「見みごといとをそし」とするところを「みもの」とすることなどがその例で、それらのほとんどが、上にいう流布版本類と一致している。

本稿では残る5と6について、以下に詳述する。

二 『徒然草扇面』について

『松井家先祖由来附つ康之代に次のような記事が載っている。文祿四（一五九五）年七月、豊臣秀吉は、謀叛の計画をしていたとして甥・秀次を高野山にて自害に追い込んだが、後にその嫌疑は細川忠興にも及ぼうとしていた。忠興が秀次から黄金百両を贈られていたことが判明し、軍資金の供与だったのではないかと疑われたためだ。忠興は、家中の財政を支えるための借銀であったと秀吉に釈明し、大方の嫌疑は解けたのであるが、ともかくも黄金百両を返還せよと命じられる。そこで家臣・松井康之が資金繰りのため諸方へ奔走するが、なかなか返す目処が立たない。最後に、以前より目を懸けてくれていた徳川家康に懇願したところ、内々に借用に応じてくれるとのこと。引用はその場面である。

折節残暑強、御紙張の内にて入組候次第言上仕、大

汗に相成候体被御覽、御側に有之候御扇子を被遊御把、是を仕ひ汗を納候様にとの上意にて、康之え被為拝領候、此御扇子に細字にて徒然草の内、花はさかりに月はくまなきの章を初、所々の文句御座候、前々より東照宮御筆の由申伝、今以所持仕候。

すなわち、残暑がひどかったうえ、紙帳（紙でつくった帳）の内複雑なことの経緯を説明せねばならなかったため、康之が大汗をかいていたところ、家康が傍にあった扇子を取り、これを使って涼めと言って康之に下賜した。そこには家康の直筆で、徒然草の「花はさかりに」の段その他が細書してあったというのだ。

本資料はこの扇子に相違ない。

家康の直筆という、その筆蹟に関しては現時点でその真贋の評価を下すことはできないが、少なくとも家康が徒然草に関心を抱いていたことは、林羅山の徒然草注釈書『野槌』（元和七（一六二二）年成・刊）第二一〇段に載る、次のエピソードが伝えるところである。「喚子鳥鳴く時、招魂の法をば行ふ次第あり」という徒然草本文について、羅山が自身の経験を踏まえて記述しているくだりである。

其のち余、駿河に侍りしに、高野の檢校ケンギョウ法性院政遍といへる、八十余の老僧来りまみえしかば、太相国このつれづれ草の招魂の事、尋よと仰せたまひければ、余

まかりて問に、政遍、我宗に招魂の法をこなひて、加持する事はあり。されども喚子鳥の鳴時、行事はしり待らず。魂をよぶといふによりて、かく申にやとことへけるを、則太相国へ奏し侍る。

太相国（家康）が羅山に、徒然草にいう「喚子鳥」と「招魂の法」との関係について、真言僧・政遍に訊ねさせたという。政遍は高野山第二一八世寺務検校、字宥俊、号宝性院。豊臣秀吉、のち徳川家康の寵遇を受けた。慶長十一（一六〇六）年五月、寺務検校に補せられ、同十四年に辞職。同十七年五月、家康から駿府に召されて論議となるが、その後東寺の寺務や山科安祥寺の再興などに貢献。同十九年二月、再び駿府に召されて論議となり、同年四月二日、安祥寺にて寂す。享年八十一歳（鷲尾順敬編『増訂日本仏家人名辞書』補遺編による）。

この政遍の経歴と、羅山の記述とを併せ見れば、羅山が駿府で政遍に真言の密法のことを尋ねたというのは、政遍の最晩年、慶長十九年頃ということになるか。もし「八十余の老僧」という羅山の認識に多少の間違ひがあつたとしても、政遍が駿府に初めて召されたのは慶長十七年だから、さほど大きなズレはない。

このように、やや時代は降るが、家康が徒然草に関心を抱いていたことは確かである。よって、筆蹟については今

後の裏付けを待つとしても、本資料が家康から下賜されたこと自体を疑う必要はあるまい。だとすれば、家康の徒然草への関心は慶長初年まで遡るものであつたということになるが、それは徒然草受容史的に見てもかなり早い時期であり、特記すべきである。幽斎周辺から広がつたと見られる、時代の最先端の趣味を取り入れた文物だつたのだろう。左にその本文を翻字する。

〔凡例〕

- 1 最小限の読点を私に付した。ただし清濁・改行は原本どおり。
- 2 虫損・破損などで判読不能の文字は□で表した。ただしおよそ推定できるものは、文字を四角で囲んだ。
- 3 明らかかな不審箇所には（ママ）を付した。
- 4 該当する文章の章段番号を（ ）内に記した。

（第一三七段）

花はさかりに月はくまなきをのみ

みるものかは、雨にむかひて月をこひ

たれこめて春の行衛をしらぬ

も、猶あはれに情ふかし

（第一四〇段）

身死て財残ることは、智者の

せざる所なり

(第六段)

子孫おはせぬこそよく侍る、末の
をくれたるは、あしきなり、聖徳
太子の、御墓をかねてつかせ給時
も
こゝをきれ、かしこをたて、子孫あら
せしと思ふなりとぞ

(第七段)

あたし野々露、とり辺山の
煙たちさらてのみ、すみはつる
ならひならば、物の哀もなからん、よは
さためなきこそいみしけれ、命
あるものをみるに、人はかりヒサシキは
なし、かけるふの夕部をまつ、なつの
虫の春秋をしらぬもあるぞかし

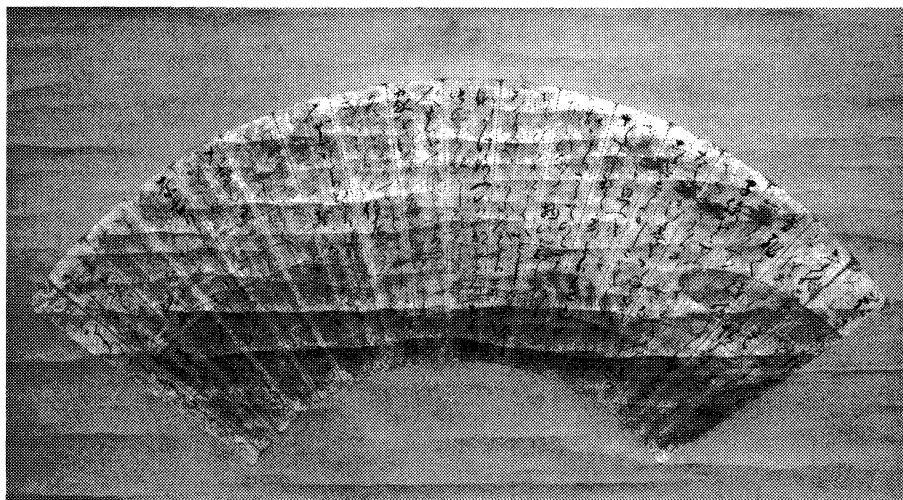
(第二六段)

人の心の風も吹あへぬ

(第五五段)

家をつくるは夏をむねとすへし
冬はいかなる所にもすゝろマツ□□、あつ
き比わろき住居はたへかたき

(第五七段)



人の語り出たる歌物語の、歌の
わろきこそ本意なけれ、いともし
らぬ道のものかたりしたるは、かたはら
いたく聞にくし

(第五九段)

大事を思ひた、ん人は、去かたぐ
にくきことをもすつへきなり

(第九一段)

赤舌日と云こと陰陽のみちには

さたなき事也、むかしの人これを

います、比なにものいひ出て、いみはし

めけるに哉、此日あること、末と

其日いひ出したる事

たりし物は失つ、たのみし

をろかなり、吉日をえらひて

全体的に、徒然草の本文を忠実に写したというよりは、
語末の改変、語句の省略などを適宜行つた跡が見られる。
たとえば、本資料には第六段に関する抜粋があるが、当該
は本来、次のような内容である。

わが身のやんごとなからんにも、まして、数ならざ
らんにも、子といふものなくてありなん。

前中書王・九条大政大臣・花園左大臣、みな、族絶
えん事を願ひ給へり。染殿大臣も、「子孫おはせぬぞ
よく侍る。末のおくれ給へるは、わろき事なり」とぞ、
世継の翁の物語には言へる。聖徳太子の、御墓をかね
て築かせ給ひける時も、「こゝを切れ。かしこを断て。
子孫あらせじと思ふなり」と侍りけるとかや。

本資料はこの傍線部のみを取り出し、しかも文末を「なり
とぞ」と簡略にしているのである。

これは扇の形状にしたがつて適宜、筆写者が本文を改変
したものであろう。したがって、本資料の本文系統を正確
に見定めるのは困難であるが、全く注目すべき点がない
ではない。それは、第七段「なつの虫」云々という部分
で、諸本（6）こは「夏の蟬」などとしていて、「虫」ではない。
こを「虫」とするのは、英王堂旧蔵本、および本稿前節
で紹介した細川忠興筆本（永青文庫蔵）といった、いずれ
も室町末期から江戸初期の古写本で、本資料の書写が、そ
のような古い伝本を用いて行われたことを窺わせる。家康
下賜という由緒を、時代的な側面から裏付けけるものである
う。

三 『徒然草図押絵貼屏風』について

本屏風は六曲一双、紙本着色。徒然草から一二の章段を選んで絵画化し、余白部分にその詞書きを付した。各本紙、縦七九・二種×横三九・七種。『松井文庫名品展Ⅰ 松井文庫の絵画と書蹟』（昭和六十二年、熊本県立美術館）一四三頁に、大倉隆二による解説が備わっている。

大倉は、「絵は、樹木の輪郭線などに側筆を多用して柔らかか味をみせ、大和絵系の絵師の手になることを示している。また、建物の屋台引きや牛車などの描写は堅実で、しかも人物や動物の動きも自然で伸びやかさがあり、絵師の安定した画技を物語っている」とし、また年代については、「書画ともに室町末期頃の様式をよく示しているので、下つても桃山時代までの作と推定される」としたうえで、徒然草絵の中でも「おそらく本屏風は現存最古の遺品ではないかと思われる」と指摘している。

果たして然りとすれば、本資料は重要な存在であるが、惜しむらくは全体的に色褪せが著しく、加えて摩擦・虫害などに伴う料紙の損傷が激しい。大まかにいって、全体の三分の二程度が辛うじて原本の姿を残していると言えようともあれ、ここではさしあたり、詞書きの本文がいかなる系統に位置付けできるか、また、描画された場面が他の現

存する絵巻類に比していかなる特徴を持つかという二点について、考量した結果を述べてみたい。

左に詞書き部分を翻字する（凡例は先に同じ）。なお、右隻・左隻の別は判断がつきかねるので、いま仮にA隻・B隻とし、たとえばA隻・第一扇を【A1】のごとくに表示した。

【A1】（第八七段）

下部に酒飲ます

ことは、心すへき事なり

宇治に住けるをのこ京に

具覚房とてなまめける遁世の

僧をこしうとなりければ、□に申むつひけり

ある時迎に馬をつかはしたりければ、はるかなる

ほとなり、くちつきのをのこ、木幡のほとり

にて、なら□師の、兵士あまた具して

逢たるに、此男たちむかひて、日暮にたり

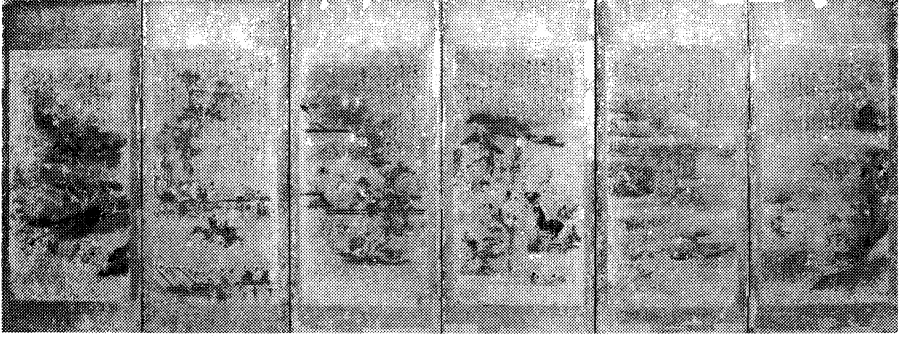
山中にあやしきそ、とまり候へと

いひて、太刀をひきぬきければ、人も

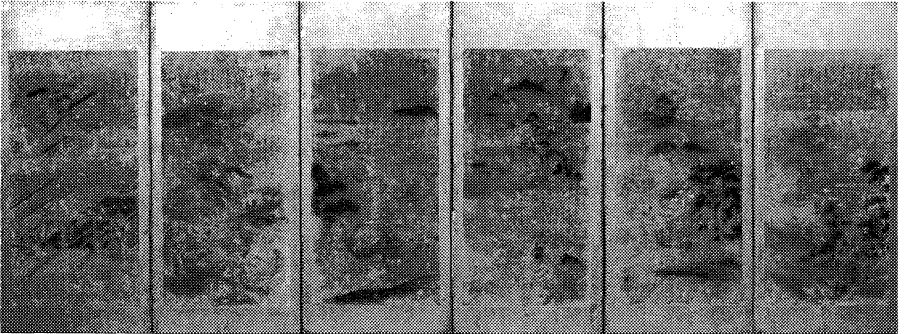
みなたちぬき、矢はけなとしけるを

具覚房手をすりて、うつし心なく

酔たるものにて候、まけてゆるし給はらん



【A 隻】



【B 隻】

といひければ、をのくあさけりて過ぬ

【A2】（第八九段）

おく山に猫またといふものありて人を

くらふなると人のいひけるに、山ならねとも

これらにも、ねこのへあかりて、猫またに

なりて、人とることはあなる物など

いふもの有けるを、なに

阿弥陀仏とかや、連歌

しける法師の、

行願寺の辺に

ありけるか

聞て、ひとり

ありかん身は

心すへきことに

こそと思ひ

ける比しも、ある

所にて夜□くる

まで連かして、只

ひとり帰けるに、小川のはたにて

音にき、し猫また、あやまたす

あしもとへふときたりて、やかて

かきつく、小川へころひ入て、たすけよや猫また

よやくとさけへは、家々より松ともしていつ

みれば、みしれる僧なり、こはいかにと、河の中よりお

こし

たりけり、かひける犬の、くらけれと主を

しりて、とひつきたりけるとそ

【A3】（第二二一段）

建治弘安の比は、祭の□の放免のつけ

物に、ことやうなる紺の布四五端にて

馬をつくりて、尾・髪には灯心を

して、くものゐかきたる水干に

つけて、□の心なといひてわたりし

こと、つねに見およひ侍しなどを、

興かりてしたる心ちにてこそ

侍しかと、老たる道志どもの

今日もかたり侍るなり、此ころは

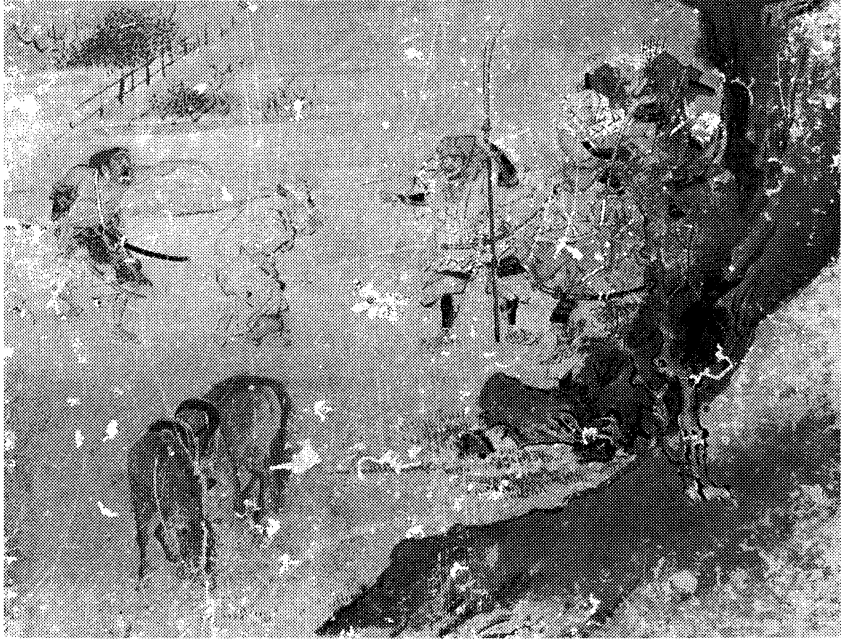
つけもの、年を送りて過差

ことの外になりて、万のお

もき物をおほくつけて、左右

の袖を人にもたせて、みつ

からはほこをたにもたす



【A1】(部分)



【A5】(部分)

いきつきくるしむありさま、
いと、□くるし

【A4】(第四五段)

公世の二位のせうとに、良覚僧正と聞えしは、
きはめて腹あしき人ありけり、坊のかたはらに、
大きな榎の木のありければ、人、榎の僧正とそ
いひける、此名然るへからすとそ、彼木をきられに
けり、其根の有ければ、きりくゐの僧正と
いひけり、いよくはらをたて、きりくゐをほりす
たりければ、其跡おほき
なる堀にてそ
ありければ
ほりけの僧正とそいひける

【A5】(第四一段)

五月五日、賀茂のくらへ馬をみ侍しに、車の前に雑人立
へたて、見えさりしかは、各おりて、ちのきはにより
たれと、□と□
人おほくたちこみて、分入ぬへきやうもなし、かゝる折
に、むかひ

□□あふちの木に、法師の、ほりて、木のまたつゐて

物みるあり、とりつきなから、いたう眠て、おちぬへき
時に

目めをさます事、度々なり、是をみる人あさけりあさ

みて、世のしれものかな、かくあやうき枝の上にて

やすき心あ□てねふるらんといふに、我心にふと思ひし

ま、に、□らか

生死の□□

只今にもや□□

それを忘て物みて目をくらす

をろかなることかな

【A6】(第二三八段)

岩いわ勝光院の辺にて、をのこの
馬をはしらしむるをみて
今一度馬をはする物ならば

馬たふれて落へし、しはし見給へとて

たちとまりたるに、又

馬をはす、と、むる

所にて馬をひき

たふして、のる人

泥土の中にころひ入、その詞の

あやまらさることを

人みなかんす

【B 1】（第一一段）

神無月の比、くるす野と云所を
過て、ある山里に尋入こと侍しに
はるかなる苔の細道をふみ分て
心ほそく住なしたる庵あり、木の
葉にうつもる、かけひの雫ならて
は露をとなふものなし、あ□棚に
菊もみちなと折ちらしたる

さすかに住人のあれは
成へし、かくてもあられ
けるよと哀にみるほとに
かなたの庭に、おほき成柑子
の木の、枝もはは、になりたるか
まはりをきひしくかこひたりしこそ、少
心ならん人とことさめて、此木ながら
ましははと覚えしか

【B 2】（第二〇七段）

亀山殿たてられんとて地を
ひかれけるに、大きなるくちなは

かすもしらすこりあつまりたる

塚有けり、此所の神なりといひて、ことのよし
を申け□勅問有けるに、皇居をたて

られ□□□□たりかなすへき

鬼神は邪□し、とか

むへから□とて

蛇をは大井川に

なかしにけり

【B 3】（第四四段）

あやしき竹のあみ戸の□ちより

いと若きおとこの、月かけに色あひ

さた□ならねと、つや、かなるかり衣

に、こきさしぬき、いとゆへつきたる

さまにて、さ、やかなるわらは

ひとりをくして、はるかなる

田の中のほそみちを、稲葉

の露に□ほちつ、分行

ほと、笛をえならす吹すさひ

たる、あはれときこゆ

【B 4】（第一六二段）

遍照寺の承仕法師、池の鳥を日比□ひつけて
堂のうちまてえをまきて、戸ひとつあけたれば
数もしらすいりこもりける後、おのれも入て
たてこめて、とらへつゝころしける、おとろく
しく聞えけるを、草かるわらはき、て
人につければ、むらのおのこともおこりて
入てみるに、大雁共ふためき
あへる中に、法師ましりて、
うちふせねちころし
ければ、此法師をとらへて、所よりしちやうへ出
したりけれ

【B5】(第五四段)

御室にいみしきちこの有けるを、いかてさそひ出してあ
そはんと

たくむ法師ともあり、風流の破子やうの物、念比にいと
なみ出て

箱風情の物にした、め入て、ならひの岡の便よき所にう
つみ

をきて、もみちらしかけてをきけるに、駿のあらん僧たち
祈り心みられよなどいひしろひて、うつみつる木のもとに
むきて数珠をしすり、印ことくしくむすひ出なと



【B6】(部分)

して、□葉をかきのけ
たれ□、つやく、物も

みえず、御所へまいりたる

まにぬすめるなりけり

興あらんとすることは

かならずあいなきものなり

【B 6】(第五三段)

た、力をたて、引給へとて、わらのしへを

まはりにさし入て、かねをへたて、くひもちきる

はかり引たるに、み、はなかけうけなからぬけに

けり、からき命まうけて久しくやみ居たりにけり

この詞書き部分の本文を、試みに近世の流布本の祖とされる烏丸本と比較したところ、漢字仮名の区別を除き、用言の活用語尾、助詞の使い方やその有無などに、いくつか相違点が見られる。それは、たとえば次のようなものである。上段が本資料(以下、松井本と略称)、下段が烏丸本。【A 1】のごとき表示は、右の翻字に対応する。

【A 1】四行目 なまめける——なまめきたる。

【A 2】三行目 これらに——これらにも。

【A 3】六行目 見およひ侍しなとを——見及び侍しなども。

【A 4】四行目 然るへからすとそ——然べからずとて。傍点を私に付した部分に、微妙ではあるが相違が見て取れよう。

また、長い章段の場合、文が省略されていることもしばしば見られる。たとえば【A 2】において、烏丸本に、

やがてかきつくまゝに、頸のほどをくはんとす、肝心

もうせてふせがんとするに、力もなく足もたゝず、小

川へころび入て、

とある部分は、松井本では、

やかてかきつく、小川へころひ入て

とのみあつて、傍線部分が省略されている。

これら烏丸本との異同箇所は、諸本(注6参照)に一致するものを見出せない。すなわちこれらは松井本独自の本文ということになるが、文章全体の比率からすれば一部に限られるし、またその多くは、松井本筆者の単純な誤写や改変、本文の分量を考慮しての省略などではなかったかと思われる。したがつて松井本は、基本的には近世の流布本である烏丸本系統の本文が基調となつていると言えるであろう。

しかしながら、右の他に、やや注目すべき異同もいくつかある。

まず【A 2】一九行目の本文「ふときたりて」。ここは諸本、

A「ふとよりきて」とするものと、B「ふときて（来て）」とするものに分かれる（「より」の有無）。後者は正徹本・延徳本・陽明文庫所蔵本・八坂神社所蔵本・宝玲文庫旧蔵本などで、松井本はこれに同じ。

次に【A4】六行目の本文「はらをたて」。ここは諸本、A「はらたちて」「はらたて、」とするものと、B「はら・たて」「腹をたちて」とするものに分かれる（「を」の有無）。後者は常縁本・陽明文庫所蔵本・宝玲文庫旧蔵本・正徹本・延徳本などで、松井本はこれに同じ。

同じく【A4】一〇行目の本文「ほりけの僧正」。ここは諸本、A「ほりいけの僧正」とするものと、B「ほりけの僧正」とするものに分かれる（「い」の有無）。後者は八坂神社所蔵本・浄教房所持本・常縁本・正徹本・延徳本・宝玲文庫旧蔵本・伝幽齋筆本（吉田幸一氏蔵）などで、松井本はこれに同じ。

そして【A5】八行目。ここは諸本、A「ねふるらんよ」とするものと、B「ねふるらん」のようにするものに分かれる（「よ」の有無）。後者は八坂神社所蔵本・宝玲文庫旧蔵本・宝玲文庫旧蔵第二本・常縁本などで、松井本はこれに同じ。

松井本におけるこれら四つの異同は、諸本にあまり類例を見ない特殊な本文であるが、その四例すべてにおいて松

井本と一致するのが宝玲文庫旧蔵本で、常縁本・延徳本・正徹本・八坂本の三例がそれに続く。高乗によれば、宝玲文庫旧蔵本・延徳本は「正徹本系」、八坂本は「常縁本同類本」と分類される（注4、18-19頁）。

以上から、松井本は烏丸本系統の本文を基調としつつも、まさ正徹・常縁両系統の本文が混交した本文だと結論づけることができる。このことはすなわち、松井本の制作年代が烏丸本流布以前（慶長以前）に遡る可能性を有することを物語っている。

次に、画として選択された場面（章段）について考察する。松井本は、八七、八九、二二一、四五、四一、二三八、一一、二〇七、四四、一六二、五四、五三の各章段が採られているが、これは、現存するいわゆる「徒然草絵」と比較して、どのような特徴を持つであろうか。先行研究をたよりに考えてみる。

いま比較例として挙げるのは、江戸前期に成立した可能性のある絵巻・屏風・画帖類である。なおそのうち、百以上の章段の画が描かれているもの、一段のみを対象としたものは、比較の対象外とした。また、下部の英字は参考文献の符号である。

①住吉如慶筆『徒然草絵巻』（模本、金沢文庫蔵）

② 伝住吉如慶筆「徒然草図屏風」(熱田神宮蔵)

* A B	①	3 / 25	②	2 / 3	③	1 / 52
* A C	④	3 / 19	⑤	2 / 12	⑥	7 / 8
	⑦	9 / 12	⑧	2 / 21	⑨	3 / 12
	⑩	6 / 27				

③ 住吉具慶筆「徒然草画帖」(東京国立博物館蔵)

* A B

④ 狩野常信筆「徒々草図」(模本、東京国立博物館蔵)

* A B

⑤ 狩野常信他筆「つれづれ草絵巻」(模本、西尾市立岩瀬文庫蔵)

* A B

⑥ 狩野寿信筆「徒然草図屏風」(板橋区立美術館蔵)

* A D

⑦ 狩野寿信筆「徒然草屏風」(『思文閣古書資料目録』183号)

* A E

⑧ 筆者未詳「奈良絵本つれづれ草」(実践女子大学蔵)

* B

⑨ 筆者未詳「奈良絵本徒然草」(金沢文庫蔵)

* B

⑩ 筆者未詳「徒然草図屏風」(上杉博物館蔵)

* A

それぞれの作品について、描かれた章段数を分母とし、そのうち松井本と合致する数を分子として「分子/分母」の要領で記せば、以下の通りの結果となる。

こうしてみると、②⑥⑦あたりの比率が高いことが分かる。ただし②⑥は、分母が松井本の分母より少ない。したがって、もしこれらが松井本と同程度の章段数を選んだとするならば、一致する章段の比率も変わってくる可能性がある。逆に分母が松井本以上のものは、松井本と同程度以上の章段を選びながら、一致する章段はその数に留まるということを示している。そのように考えると、②⑥の一致率は参考という程度に留めておいた方がよいことになり(特に②)、当面⑦が、松井本と最も近似する伝本ということになる。ただし⑥は⑦と同じ狩野寿信の作品であるから、一致率では参考データに留まるものとはいえ、⑦に準ずる資料として考えておく。

そこで⑥⑦について図柄を対照させると、それらと松井本との間に、明らかな関係があることが浮かび上がる。⑥は一一、四一、四五、五三、八七、八九、一六二、二一五の各章段を絵画化したものであるが、このうち七つの図柄は、他の伝本における同じ章段の図柄とは比べものにならないほど、松井本と酷似している。また⑦は一一、四一、四

四、四五、五三、五四、六〇、八七、八九、一六二、一九五、二一五の各章段を絵画化したものであるが、このうち⑥とほぼ同じ七図を含む九図が、松井本と酷似しているのである。

では⑥⑦の絵師である狩野寿信とは何者であるか。⑥の図版を掲載する目録（注8、D）解説では、これを幕末・明治に活躍した猿屋町代地狩野家の絵師で、『本朝画家人名辞書』（明治二十六年）の著者（別号素川、文政三（一八二〇）〜明治三十三（一九〇〇））であるとす。一方、⑦の図版を掲載する目録（注8、E）解説は、本資料を「近世前期写」、「落款により絵師は「安春寿信」なる人物であることが分かるが、この絵師は画伝書に顕われない」とする。幕末・明治と近世前期ではまったく懸け離れているが、落款は両資料ともに「安春寿信」であり、別人とは見なしがたい。

なお、『狩野派決定版』（別冊太陽、平成十六年、平凡社）付録の狩野派系図によれば、狩野永仙の子・乗信から数えて五代目に「寿信」の名が見え（生没年未詳）、その父（宗順、？〜一六九七）の没年から推定すると、十八世紀初頭に活躍した絵師のようである。この場合、⑦の解説で推定される年代にやや近いと言える。

寿信の生存年代については、かくのごとく諸説紛々としているのであるが、いずれにしろ、先に述べた詞書きの検

証結果とも合わせ考えれば、松井本の古色蒼然たる画面が、寿信作品に先んじて成立したことはまず間違いない。ただし、松井本のような構成を持つ「徒然草絵」が、一種の粉本として、寿信のような後代の絵師達に伝えられていたのであろう。

以上の考察をまとめれば、松井本は、現存する「徒然草絵」の中でも恐らく最初期に属する、重要な作品として位置付けられる。なお「徒然草絵」全般に言えることであるが、松井本のように、「徒然草絵」に、それに対応する詞書きが付随している場合は極めて稀である。その意味でも、松井本の存在は注目に値すると言えよう。

【注】

(1) 拙稿「細川幽斎と徒然草——墨池」所収色紙について」（森正人・鈴木元編『戦塵の中の学芸（仮題）』笠間書院、平成二十二年刊行予定）。

(2) 第16回永青文庫展図録『国文学と美術』（熊本県立美術館編、昭和六十二年）六六頁参照。

(3) 齋藤彰『徒然草の研究』（平成十年、風間書院）所収「幽斎本系統第二類の性格」。また本書は『細川家永青文庫叢刊』第一二巻（昭和五十九年、汲古書院）にその影印・解説が収まる。

(4) 高乗勲『徒然草の研究』（昭和四十三年、自治日報社）参照。

なお高乗はこれら流布版本を、烏丸本とは別に「貞徳本系」の一類として分類している（同書一七頁）。

(5) 八代古文書の会『八代市史 近世史料編Ⅷ』（平成十一年、八代市教育委員会）。

(6) 高乗勲『徒然草の研究』（前掲）所載の諸本校異、また特に幽齋本系統の諸本として、桑原博史『徒然草研究序説』（昭和五十一年、明治書院）所載の伝細川幽齋筆本（吉田幸一氏蔵）、細川幸隆奥書本（東京大学文学部国語学研究室蔵本、勉誠社文庫35に影印所収）、細川忠興筆本（注3参照）を確認した。

(7) また、ここを「虫」とする異本の存在については、『徒然草寿命院抄』（慶長九（一六〇四）年刊）に「夏ムシ、トアル本アリ」と注釈されている。

(8) 以下の図書・図録類を参考にした。

A 島内裕子『徒然草文化圏の生成と展開』（平成二十一年、笠間書院）第四部

B 神奈川県立金沢文庫編『兼好と徒然草』（特別展図録、平成六年）

C 神奈川県立金沢文庫編『徒然草の絵巻と版本』（神奈川県芸術祭特別展図録、昭和六一年）

D 板橋区立美術館編『板橋区立美術館蔵 狩野派全図録』（平成十八年）

E 思文閣出版編『思文閣古書資料目録』第一八三号（平成

十五年）

その他、論考としては、松原茂「住吉具慶筆「徒然草画帖」制作期とその背景」（『断面日本絵画史』所収、昭和六十三年、木耳社）、同「歟形蕙斎と徒然草屏風」（金沢文庫編図録『徒然草の絵巻と版本』所収、昭和六十一年）、平塚泰三「徳川美術館蔵「なぐさみ草絵巻」について（上）」（『徒然草』を題材とした絵巻の一例）（『金鯢叢書』第三三輯、平成八年）などが考になる。

(9) 島内裕子は、齋宮歴史博物館蔵・住吉派『徒然草図』を解説して、「このように本文が上部に書かれ、その下に絵が描かれる形式は「徒然絵」では珍しい」とする（注13A、二八八頁）。

付記 資料の図版掲載を御許可いただいた財団法人松井文庫に感謝申し上げます。また、資料の調査・考察に際しては、八代市立博物館未来の森ミュージアムの鳥津亮二氏、熊本県立図書館の大倉隆二氏に種々ご高配を賜った。記して御礼申し上げます。